別表第一号六デシベル低下点における通過帯域幅の項中「〇・一一kHz」を「〇・一〇kHz」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に指定を受けている型式の四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置、六・七MHz帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○法務省告示第百九十一号

神奈川県綾瀬市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十九年四月十七日

法務大臣　金田　勝年

神奈川県高座郡綾瀬村吉岡九百四十五番地

加藤　政藏

○文部科学省告示第七十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年文部省告示第五十八号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の補助金等から適用する。

平成二十九年四月十七日

文部科学大臣　松野　博一

本則中「学校教育設備整備費等補助金」の下に「、教育支援体制整備事業費補助金（インクルーシブ教育システム推進事業に限る。）」を加える。

○厚生労働省告示第百八十号

平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二項第一号ロ(2)(v)中「資するもの」の下に「（以下「高度情報通信技術資格」という。）」を加え、「であること。」の下に「ただし、高度情報通信技術資格のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が、職業能力開発局長が定める要件を満たすものであること。」を加える。

附　則

1　この告示は、平成二十九年十月一日から適用する。

2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)(v)ただし書きに規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(v)ただし書きに規定する教育訓練の時間に満たないもの若しくは期間を超えるもの又は同項第五号ロ(5)に該当しないものが一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

3　第二項第五号イ後段に規定する教育訓練給付金の支給実績があることについては、当分の間、職業能力開発局長が定めるところにより、当該教育訓練の前回指定期間に当該教育訓練を修了した者がいることをもってこれに代えることができる。

○厚生労働省告示第百八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十九年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、平成二十八年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十九年四月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の上欄中「遺骨収集帰還等派遣費補助金」を「遺骨収集等派遣費補助金」に改める。

○農林水産省告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城字西尾一三四・一三九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字福原字宮ノ元一四五、字ワラヒオ奥一五五、字ワラビ尾上平六二三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町安原字平ル林二五三、二五四の一、字宮ノ下モ三一六の一、三一六の八、字オンジ林三一七、字シンホチ三一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮城県気仙沼市松川二一三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）